

平成28年第1回定例会（6月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

平成28年6月3日
総務部

【予算関係】

資料1 平成28年度6月補正予算に関する説明資料
(財政課)

資料2 秋田県庁テレワーク導入実証事業について
(人事課)

【議案関係】

資料3 「秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第121号）
(人事課)

資料1 (予算関係)

平成28年6月3日
財政課

平成28年度6月補正予算
に関する説明資料

(議案第119号)

平成28年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額	内訳	減額	内訳
1 県税					
2 地方消費税清算金					
3 地方譲与税					
4 地方特例交付金					
5 地方交付税					
6 交通安全対策特別交付金					
7 分担金及び負担金	236,278	農林水産業費負担金 130,918 (817,483 → 948,401) 農林水産業費分担金 93,489 (597,385 → 690,874)			
8 使用料及び手数料					
9 国庫支出金	2,708,794	仮場整備事業費 636,349 (2,519,328 → 3,155,677) 地方道路交付金事業費 603,545 (5,671,078 → 6,274,623) 水道指導費 550,640 (1,124,862 → 1,675,502) 河川改修事業費 444,500 (922,000 → 1,366,500) 地方創生推進交付金 404,363 (0 → 404,363) 東北観光復興対策交付金 399,244 (0 → 399,244)	畜産競争力強化整備事業費 △ 1,015,000 (1,071,500 → 56,500)		
10 財産収入	225	森林整備及び木材産業振興臨時対策基金利子収入 225 (0 → 225)			
11 寄附金					
12 繰入金	1,216,571	地域医療介護総合確保基金 1,058,647 (985,242 → 2,043,889)			
13 繰越金	1,545,347	前年度繰越金 1,545,347 (1 → 1,545,348)			
14 諸収入	2,983,263	合板・製材生産性強化対策事業費 1,551,706 (0 → 1,551,706) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 1,015,000 (0 → 1,015,000)			
15 果債	971,100	河川改修事業費 400,000 (918,900 → 1,318,900) 地方道路交付金事業費 246,200 (2,638,100 → 2,884,300) 仮場整備事業費 156,800 (1,035,100 → 1,191,900)			
合計	9,661,578	600,525,000→610,186,578			

平成28年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額	内訳	減額	内訳
1 議会費					
2 総務費	187,442		参議院議員選挙費 「くらしごと」パッケージによる移住促進事業 情報基盤システム再構築事業 あきた未来づくり交付金事業(潟上市分) 秋田版「生涯活躍のまち」推進事業 あきた産学官金総結集新産業創出事業	49,700 (622,495 → 672,195) 28,156 (0 → 28,156) 24,819 (131,215 → 156,034) 14,000 (0 → 14,000) 13,852 (0 → 13,852) 10,140 (0 → 10,140)	
3 民生費	1,955,888		地域介護福祉施設等整備事業 社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金返還事業 障害児・者施設整備補助事業	1,049,309 (141,839 → 1,191,148) 655,769 (0 → 655,769) 197,238 (47,633 → 244,871)	
4 衛生費	561,635		生活基盤施設耐震化等交付金事業	550,640 (1,124,176 → 1,674,816)	
5 労働費					
6 農林水産業費	3,894,736		合板・製材生産性強化対策事業 経営体育成基盤整備事業 産地パワーアップ事業 林業・木材産業構造改革事業	1,551,706 (0 → 1,551,706) 1,170,184 (4,919,138 → 6,089,322) 194,745 (0 → 194,745) 171,260 (205,229 → 376,489)	
7 商工費	1,032,337		秋田のインバウンド誘客促進事業 新世代航空機部品製造拠点創生事業 秋田犬の里魅力アップ促進事業 先進がん医療等コア技術開発推進事業	496,165 (0 → 496,165) 283,466 (0 → 283,466) 199,529 (0 → 199,529) 40,918 (0 → 40,918)	
8 土木費	1,985,210		地方道路交付金事業 河川改修事業	901,789 (8,762,000 → 9,663,789) 889,000 (1,943,150 → 2,832,150)	
9 警察費					
10 教育費	44,330		認定こども園施設整備事業	28,983 (369,670 → 398,653)	
11 災害復旧費					
12 公債費					
13 諸支出金					
14 予備費					
合計	9,661,578		600,525,000→610,186,578		

平成28年度6月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額	内訳	減額	内訳
1 人件費	8,012	非常勤職員人件費等	7,725 (3,029,168 → 3,036,893)		
2 物件費	1,000,031	秋田のインバウンド誘客促進事業 秋田犬の里魅力アップ促進事業 東京オリエンティック・パラリンピック需要を契機とした秋田スギフロンティア事業 比内地鶏産地強化緊急対策事業 コンパクトなまちづくり推進事業 ウェルカム秋田！移住就業応援事業	492,773 (0 → 492,773) 103,584 (0 → 103,584) 64,522 (0 → 64,522) 46,781 (0 → 46,781) 45,501 (0 → 45,501) 33,730 (0 → 33,730)		
3 扶助費					
3 その他行政経費	1,635,093	社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金返還事業 生活基盤施設耐震化等交付金事業 地域介護福祉施設等整備事業	655,769 (0 → 655,769) 550,640 (1,124,176 → 1,674,816) 191,889 (18,009 → 209,898)		
4 維持修繕費		積立金	225 (0 → 225)		
5 補助投資事業費	6,996,839	合板・製材生産性強化対策事業 経営体育成基盤整備事業 地方道路交付金事業 河川改修事業 地域介護福祉施設等整備事業 新世代航空機部品製造拠点創生事業	1,551,706 (0 → 1,551,706) 1,170,184 (4,727,820 → 5,898,004) 901,789 (8,762,000 → 9,663,789) 889,000 (1,943,150 → 2,832,150) 857,420 (123,830 → 981,250) 270,500 (0 → 270,500)		
6 単独投資事業費	15,998	あきた未来づくり交付金事業 (潟上市分) あきた未来づくり交付金事業 (井川町分) あきた未来づくり交付金事業 (上小阿仁村分) あきた未来づくり交付金事業 (男鹿市分) あきた未来づくり交付金事業 (能代市分) あきた未来づくり交付金事業 (大館市分)	14,000 (0 → 14,000) 10,200 (0 → 10,200) 10,000 (0 → 10,000) 10,000 (0 → 10,000) 8,000 (0 → 8,000) 4,000 (0 → 4,000)	園芸メガ団地育成事業 (補助投資事業への移行分等) △ 25,965 (130,258 → 104,293) ネットワーク型園芸拠点育成事業 (補助投資事業への移行分等) △ 22,877 (61,181 → 38,304)	
7 補助災害復旧事業費					
8 単独災害復旧事業費					
9 国直轄事業負担金	5,380	国直轄火山砂防事業負担金	5,380 (87,000 → 92,380)		
10 公債					
11 繰出金					
合計	9,661,578	600,525,000 → 610,186,578			

秋田県庁テレワーク導入実証事業について

平成28年6月3日

人 事 課

1 目 的

テレワークの導入により働き方の選択肢を増やすことによって、職員の育児や介護と仕事との両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、県が率先して取り組むことで、県内企業におけるテレワークによる新しい働き方の普及拡大を図る。

2 事業費 3,807千円 (⊕1,739千円、⊖2,068千円)

※ 国費は、地方創生推進交付金(補助率1/2)を活用予定。

3 事業内容

(1) 在宅勤務の実証実験 3,479千円 (⊕1,739千円、⊖1,740千円)

職員が自宅にいながら庁内の各種情報システムを使用できるようにするために必要なシステム環境(サーバ等)を整備し、「在宅勤務」によるテレワークの実証実験を行う。

(2) 先進県の事例調査 328千円 (⊖ 328千円)

制度やシステムの整備・運用状況、課題等を把握し、本県における取組の参考にするため、先進県の事例調査を実施する。(視察予定先：広島県、徳島県)

4 スケジュール

	平成28年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実証実験	実証実験の制度検討							実証実験				
	システム整備											
事例調査				県外調査								
					職員アンケート				職員アンケート(利用者)			

「秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 121号)

平成 28 年 6 月 3 日
人 事 課

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 49 号) による刑法 (明治 40 年法律第 45 号) の一部改正により、刑の一部執行猶予制度が導入されたことから、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 退職年金又は遺族年金を受ける者が 3 年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときのこれらの年金の支給を次のとおりとすることとする。(第 29 条及び第 52 条関係)
- ① 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたとき
停止しない。
 - ② 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたとき
刑に処せられた日の属する月の翌月からその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。
 - ③ ①又は②の言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたとき
取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

【参考】

【量刑等】		【退職年金又は遺族年金】
① 死刑又は無期若しくは 3 年を超える懲役若しくは禁錮の刑	→	権利消滅
② 3 年以下の懲役又は禁錮の刑		
ア 刑期全部の執行 (実刑)	→	支給停止
イ 刑期全部の執行猶予 (執行猶予が取り消されたときは執行)	→	支給 (支給停止)
ウ <u>刑期一部の執行 (実刑) 後、一部の執行猶予</u> <u>(執行猶予が取り消されたときは執行)</u>	→	<u>執行中は支給停止</u> <u>執行猶予中は支給</u> <u>(支給停止)</u>

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

新

(退職年金の停止)

第二十九条 退職年金は、これを受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日、日の属する月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。

旧

(退職年金の停止)

第二十九条 退職年金は、これを受ける者が三年以下の懲役または禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその執行を終わりまたは執行を受けることがなくなるに至つた日の属する月まで停止する。ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは停止せず、その言い渡しを

取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終り、または刑の執行を受けることがなくなるに至つた月まで停止する。

(遺族年金の停止)

第五十二条 遺族年金を受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなる日、日の属する月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。

(遺族年金の停止)

第五十二条 遺族年金を受ける者が三年以下の懲役または禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終り、またはその執行を受けることがなくなつた日の属する月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは、遺族年金は

停止しない。その言い渡しを

取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることができなくなつた月まで停止する。

2 前項の規定は禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金の給与事由が発生した場合に準用する。

2 前項の規定は禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行中またはその執行前にある者に遺族年金の給与事由が発生した場合に準用する。